

儀

〔日本紀略醍醐〕寛平九年七月三日丙子、午三刻太上天皇宇讓天祚于紫宸殿

〔大鏡醍醐〕寛平五年みづのどのうし四月二日に、東宮にたゝせ給ふ略。同九年丁巳七月三日、位

につかせ給ふ、御歳十三、やがてこよひよるのおとゞより、にはかに御かうぶり奉りて、さしいでおはしましたりける、御手づからわざと人の申はまことにや、

〔日本紀略醍醐〕延長八年九月廿二日壬午、天皇逃位、讓於皇太子寛明親王朱。詔曰、左大臣藤原朝

臣、保輔幼主、攝行政事、内侍執劔璽、宣耀殿、先帝御春秋四十六、今上八、

〔扶桑略記後冷泉〕後朱雀天皇太子、母攝政太政大臣道長四女、寛徳二年正月十六日癸酉、受禪、年廿

一歳、

〔二代要記白河〕延久元年四月廿八日甲子、於閑院立爲皇太子、同四年十二月八日甲子、受禪於昭陽

舍、

〔續世繼紅葉の御狩〕このみかど、白河天喜元年六月廿日むまれさせ給、延久元年四月廿八日に東

宮にたゝせ給、御とし十七、同四年十二月八日、位につかせ給、御とし廿にやおはしましけん、くら

ゐゆづりたてまつらせ給て、つぎのどしの五月に、後三條院かくれさせ給にしかば、國のまつり

ごと、廿一の御としよりみづからゑらせ給て、位におはします事十四年なりしに、卅四にて位お

りさせ給てのち、七十七までおはしまし、かば、五十六年くにのまつりごとをさせ給へりき、

〔神皇正統記後白河〕天下を治給ふ事三年、太子條二にゆづりて、例のごとく尊號ありて、院中にて

天下をゑらせ給ふ事三十餘年、

〔帝王編年記二條〕後白河院第一皇子、母贈皇太后藤懿子略。中久壽二年九月廿三日丁未、爲親王

并皇太子三。今朝先被下親王宣旨、保元三年八月十一日戊戌、受禪、